

京都大学大学院人間・環境学研究科の組織に関する規程及び京都大学人文科学研究所規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学大学院人間・環境学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第16号)</p> <p>(前 略) (研究科長)</p> <p>第2条 人間・環境学研究科に、研究科長を置く。 2 研究科長は、人間・環境学研究科の<u>専任</u>の教授をもって充てる。 3～5 (略) (副研究科長)</p> <p>第2条の2 人間・環境学研究科に、副研究科長3名以内を置くことができる。 2 副研究科長は、人間・環境学研究科の<u>専任</u>の教授をもって充て、教授会の議を経て、研究科長が指名する。 3・4 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学人文科学研究所規程 (平成16年達示第33号)</p> <p>(前 略) (所長)</p> <p>第3条 人文科学研究所に、所長を置く。 2 所長は、人文科学研究所の<u>専任</u>の教授をもって充てる。 3～5 (略) (副所長)</p> <p>第4条 人文科学研究所に、副所長2名を置く。 2 副所長は、人文科学研究所の<u>専任</u>の教授のうちから所長が指名する。 3・4 (略) (中 略) (附属研究施設)</p> <p>第7条 人文科学研究所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。 東アジア人文情報学研究センター 現代中国研究センター 2 附属の研究施設に長を置き、人文科学研究所の<u>専任</u>の教授又は准教授をもって充てる。 3～5 (略) (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(研究科長)</p> <p>第2条 (同 左) 2 研究科長は、人間・環境学研究科の教授をもって充てる。 3～5 (同 左) (副研究科長)</p> <p>第2条の2 (同 左) 2 副研究科長は、人間・環境学研究科の教授をもって充て、教授会の議を経て、研究科長が指名する。 3・4 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(所長)</p> <p>第3条 (同 左) 2 所長は、人文科学研究所の教授をもって充てる。 3～5 (同 左) (副所長)</p> <p>第4条 (同 左) 2 副所長は、人文科学研究所の教授のうちから所長が指名する。 3・4 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(附属研究施設)</p> <p>第7条 (同 左) 2 附属の研究施設に長を置き、人文科学研究所の教授又は准教授をもって充てる。 3～5 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和元年9月25日から施行する。</p>